

伊万里ではじめる 新婚生活

伊万里市が応援します

最大

60

万円



対象となる主な要件



令和7年1月1日以降に婚姻した夫婦



婚姻届提出時の年齢が夫婦ともに39歳以下



令和6年の夫婦の合計所得が500万円未満



補助上限金額

(婚姻届提出時の年齢で上限が異なります)



夫婦ともに29歳以下・・・最大60万円



夫婦ともに39歳以下・・・最大30万円

住宅
賃貸
引越
し
住宅
取得
リフォーム

申請
期間

令和7年4月～令和8年2月28日

詳細についてはチラシ裏面や市HPをご覧ください



伊万里市企画政策課 男女協働・婚活応援係

〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1

E-Mail: deai@city.imari.lg.jp TEL: 0955-23-2950



市ホームページ



次の全てに該当する夫婦が対象になります

夫婦の双方が伊万里市内に住所を有しており、双方またはどちらかが伊万里市の婚活推進事業に登録していた夫婦

or

夫婦の双方またはどちらかが伊万里市外に住所を有しており、結婚を機に伊万里市内に転入した夫婦

令和7年1月1日から令和8年2月28日までの間に婚姻届を提出し、提出時の年齢が39歳以下の夫婦

令和6年の夫婦の合計所得金額が500万円未満であること

補助金の申請時点で補助の対象となる住宅が伊万里市内にあり、夫婦の双方またはどちらかの住所地が当該住宅となっていること

補助の対象となる住宅について、他の公的制度による補助を受けていないこと

夫婦ともに市税等の滞納がなく、伊万里市暴力団排除条例に規定する暴力団等ではないこと



婚姻に伴う次の費用が対象となります



住宅賃借

賃料、敷金、礼金、
共益費、仲介手数料



引越し

引越業者、運送業者等への支払いに関する実費



住宅取得

建物の建築費、
購入費



リフォーム

修繕、増・改築に関する工事費

※婚姻日より前に賃借契約や住宅取得などをされている場合は、婚姻日から起算して1年以内のものであれば対象になる可能性があります。